HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	公共性と教育(2) : J.デューイ『公衆とその諸問題』と公共性
Author(s)	小出, 達夫
Citation	公教育システム研究, 12, 1-27
Issue Date	2013-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/52833
Type	departmental bulletin paper
File Information	AA11562857_12_1.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

〈研究ノート〉

公共性と教育（２）

―J・デューイ『公衆とその諸問題』と公共性―

小出　達夫*

――目　次――

第 1 部　公衆と公共圏：デューイによる公共圏の政治哲学（原論）

はじめに
Ⅰ　用語“Public”について
Ⅱ　「公衆」とは何か－個別の極
　（１）デューイの公衆概念
　（２）公衆と公共圏
Ⅲ　公衆と国家－普遍の極
　（１）公衆は国家を必要とする
　（２）国家行為の特色
Ⅳ　公衆・国家・社会－媒介の極
　（１）媒介の極としての社会（連合関係・連合体）
　（２）媒介の極としての国家装置（公務員制度と民主的代表制）
Ⅴ　公衆の没落と大社会－個別の極の低迷状態
　（１）近代的個人と個人主義
　（２）公衆の没落

キーワード：公共性、公共圏、John Dewey、公衆、個人主義、公衆の没落

はじめに

デューイの『公衆とその諸問題』（The Public and Its Problems, 1927）は、彼の政治哲学の中でも公共圏と政治的民主主義について論じた主著であり、時のアメリカ社会の政治的立て直しを意識的に扱っている点で注目できる。こうしたテーマとかかわりデューイは本書では、主に公共圏形成の主体である公衆（Public）に焦点を当て、公衆の形成と 20 世紀前半における公衆の現実態とその可能性について論じた。本論考では、デューイの意図とは別に、本書を通してデューイが「公共圏」の構造をどのように把握しているかを明らかにしたい。とはいえ、本書でデューイは公共圏の構造をそれとして明らかにしているわけではないので、筆者の視点からその構造を明らかにしてみたいと考える。

* 北海道大学名誉教授

Ⅰ　用語“Public”について

デューイは、本書『公衆とその諸問題』(阿部斎訳、みすず書房、1969 年) において、“Public”という用語をどのような意味で使用しているのであろうか、簡単にみておきたい。大別して三つの用法がみられる。①「公衆」を意味する名詞的用法、②「公的なもの」を意味する名詞的用法、③「公的な」「公共の」「公衆の」「公立の」などを意味する形容詞的用法、である。以下では、その用語事例を原語との対訳で紹介する。なお文中に示したページ数は、上記阿部の訳本によるものである。原典は、John Dewey, The Later Works 1925-1953, Vol. 2, 1925-1927 を参照。

（１）「公衆」を意味する用法—The Public，A Public，Publics—

（用語事例）

The organization of a public（公衆の組織化、p.32.35.38.45）/ An organized public（組織された公衆、p.31,33 / Form a public（公衆を組織する、p.34）/ The new public（新しい公衆、p.36,79）/ The dying public（死滅しつつある公衆、p.36）/ A newly forming public（新しく形成されつつある公衆、p.37）/ The modern public（現代の公衆、p.74）/ A democratic public（民主主義的公衆、p.205）/ The equipment of the public（公衆の機関、p.45）/ The officers of the public（公衆の官吏、p.83）/ The source of a public（公衆の源泉、p.47）/ The nature of the public（公衆の性質、p.47）/ A political public（政治的な公衆、p.52）/ The public as a state（ひとつの国家としての公衆、p.32）/ The public is a political state（公衆はひとつの政治的国家である、p.42）/ The public organized as a state（国家として組織された公衆、p.68)、Publics and states（公衆と国家、p.85）

（２）「公的なもの」を意味する用法—Public，The public—

（用語事例）

The line between private and public（私的なものと公的なものとの間の一線、p.17.19）/ There is no public（公的なものは何もない、p.51）/ In the name of the public（公的なものの名において、p.19）/ concerning the public（公的問題に関する、p.201）/ Agent of the public（公的なものの代弁者、p.18）

（３）形容詞として使用されている用法—「公的」「公共の」「公衆の」「公立の」—

（用語事例）

普通名詞を形容

Public building / Public school / Public highway / Public funds / Public street （以上は p.19）

行為を形容

Public activity（公的活動、p.18）/ Public action（公的な行為、p.75.84）/ Public regulation（公的な規制、p.74）/ Public intervention（公衆の干渉、p.73）

精神的なものを形容

Public spirit（公共的精神、p.17.288）/ Public interests（公共の利益、p.83.85）/ Public peace and well being（公共の平和と福祉、p.59）/ Public heart（公衆の関心、p.70）/ Public weal（公共の福祉、p.89）Public judgment（公的判断、p.200）

事柄を形容

Public affair（公的な問題、p.58）/ Public matter（公共の事柄、p.61.203）/ Public concerns（公的な問題、p.71.231）/ Public phase（公的な側面、p.61）/ Public capacity（公的作用力、p.16）Public position（公的な地位、p.19）

機関を形容

Public agent（公的な代理業、p.23）/ Public cognizance（公的な審理、p.57）/ Public officials（公的な官吏、p.71）/ Public roles（公的な役割、p.90）/ Public ownership（公有、p.72）

空間を形容

Public realm（公的領域、p.59）/ public domain（公的な領域、p.58）

（4）“公共性”という用語について

以上の用語事例の個々の説明は避ける。大別して 3 つの使い方が見られ、それぞれがどのようなニュアンスで使われているかを上記（1）から（3）の各項に示した小分類に従って理解してほしい。

Public の用法についての以上のような分類とは別に、筆者がこうした作業を意図した理由は、日本語でいう「公共性」に相当する語彙をデューイが使っているかどうかを探るためであった。結論は、デューイの本書には「公共性」と訳出される用語が見えないということである。それは偶然であろうか。知られるように、デューイは、国家とか、自由、理性などの概念を一般化することに否定的である。デューイは、『哲学の改造』の最終章「社会哲学に関する再構成」の中で、「哲学的再構成の真実の意味は、制度、個性、国家、自由、法律、秩序、進歩などという一般概念の精密化にあるのでなく、特殊な状況の再構成に関する方法の問題にあるのである」とのべる。「公衆」や「公的なもの」の特徴や変化、および「公衆の没落」の諸事象を「大社会」から「大共同社会」への転換を通して叙述し、「新しい公衆」の再生の可能性をアメリカ政治の過去と現在の推移の中で追求した本書において、「公共性とは何か」を一般的、抽象的に定式化する意図はデューイには全く見られない。まさに「特殊な状況」の中で Public なものの再生、その担い手としての公衆の再生を展望したところに本書の意義はある。そうした視点を前提として本論文のテーマの検討を進めたい。

なお「公共性」という用語と関連して付言すれば、少ない事例であるが『哲学の改造』（J. Dewey , Reconstruction in Philosophy、清水幾多郎・清水禮子訳、岩波文庫,1968 年）の訳文の中に「公共性とコミュニケーション」という訳文がみられる（p.178）。ここで訳出された「公共性」の原語は、“Publicity”である。この用語の原意は「公開性」であり、後述するように清水訳の場合も「公開性」と訳した方が、原意が適切に伝わると思われる（本論考 pp.18 参照）。いっぽう『公衆とその諸問題』との関連で言えば、本書原典にも Publicity という用語は使われているが、それらは「公共性」とは訳されていない。当該する文章の一例をあげると、「公衆に関連のあるあらゆる諸結果に関して十分な公開性（publicity）が存在しないところには、公衆は存在しえない」（p.186）、あるいは「討論と公開性」（discussion and publicity, p.228）などである。ここでは publicity の訳語は「公開性」となっており、この方が原意に的確である。

ハーバーマスの『公共性の構造転換』（細谷貞雄訳、未来社、1973 年）の原題は、“Strukturwandel der Öffentlichkeit”であるが、ここでの「公共性」（Öffentlichkeit）は、

ハーバーマスもいうように英語の Publicity に相当する。とはいえハーバーマスの本著を「公開性」と訳したのでは適切さを欠く。訳語としては「公共性」で良いと考えるが、その含意には、ハーバーマス自らが言うように「公共生活の圏」という意味と、「政治的秩序の組織原理」という意味とが含まれている（同書、p.13.15 参照）。すなわちハーバーマスの場合、「公共性」とは空間概念であり、かつその空間を構成する政治的組織原理である。

筆者は、先の論稿「〈研究ノート〉・公共性と教育（１）」『公教育システム研究第 11 号』（2012 年）で、仮説として「公共性」を「自律と他律の統一による人間の自己実現を可能にする活動空間」と定義したが、この点ではハーバーマスの含意と共通するところがある。他方、デューイの本書『公衆とその諸問題』は「公共性とは何か」をテーマとしてはいない。しかし公共性を「人間の自己実現を可能にする活動空間」として見ると、デューイの著作にはこの趣旨が貫かれており、この空間の構造とそれらを規制する諸原理を読み取ることが可能になる。したがって、本研究ノートでは「公共性」を「公共圏」と言い換えて、今後は使用することとしたい。その場合「公共圏」とは「自律と他律の統一による人間の自己実現を可能にする人間の活動空間」であるという旧来からの筆者の命題を言い換える必要はないと考える。その場合「公共性」とは、この公共圏が有する性格、特性、特徴などを意味する用語であり、その内容は公共圏が持つ時代や地域の違いにより異なり、その一般的内容を叙述する能力を筆者は今のところ持ち合わせていない。

なお、上記した「公共圏」の規定の中で筆者が用いた「自己実現」という用語についていえば、デューイはこの用語（self-realization）を『子どもとカリキュラム』（The Child and the Curriculum, 1902：講談社学術文庫『学校と社会・子どもとカリキュラム』、市村尚久訳）の中で使っている。

> 「教科というものは、それが子どもの成長に必要なものを供給する点では価値ある道具である。人格や性格といったものは、教科以上に価値のあるものである。知識あるいは情報といったものではなく、自己実現こそが、成長としての教育の目標なのである（Not knowledge or information, but self-realization is the goal.）。」（同書、p.269）

このようなデューイによる「自己実現」の用法は、筆者の意図する含意とほとんど一致している。

さらにもう一点付言すると、英文の「公共性」をあらわす用語があるとすれば、それは Public Nature がよいと考える。この用法は日本の教育基本法（旧法）にみられるもので、その第六条「法律に定める学校は、公の性質をもつものであって」の英文表記である。それは以下のとおりである。The schools prescribed by law shall be of public nature.

Ⅱ「公衆」（Public）とは何か－「個別」の極

（１） デューイの公衆概念

「公衆」（Public, Publics）は、デューイの政治哲学のキー・コンセプトであり、デューイ特有の意味を持つものである。したがって最初に、「公衆」とは何かについてのデューイの定義から検討する。その際留意すべきは、デューイの公衆概念は、国家及び社会と不可分の関係で把握されているということだ。国家や社会抜きの公衆はありえないし、公衆抜きの国家もありえない。

公衆の規定を、国家や社会との関連で把握する点にデューイの特質があり、この点との関係で公衆の定義を捉えることがまず必要となる。

「公衆」を定義するに当たり、デューイは次のような事実の確認から出発する。

> 「もし可能なら、人間行動の事実から出発し、それによってわれわれが、政治的行動を特徴づける特色や標識を包含するなんらかの観念へと導かれないかどうかを検討する方がよりよいであろう。」（p.11）

> 「われわれが出発点とするのは、次のような客観的事実、つまり人間の行為は他人に諸結果を及ぼすものであり、これらの結果のあるものは知覚され、かつそれらの知覚に伴ってある結果を確保し、他の諸結果を避けるために行動を規制する努力が生ずるという事実である。」（pp.15）

この引用文は抽象的であるが、ここに述べられている事柄は日常的によくみられる光景である。その具体例として、デューイは次のような事例をあげる。

> 「もし私が歯科医や医師の診察予約を取り付けるとすれば、このトランズアクションは基本的には医師と私との間のものである。影響を受けるのは私の健康であり、また医師の手帳、それに手腕や評判などである。しかしこのような専門職業の行使は非常に広範囲にわたる諸結果をもたらすので、この職業に従事するものの試験と認可とは公共の事柄となるのである。」（p.61）

ここにいうトランズアクションとは、人間や組織による「外部的な結果を伴う行動」を意味する。医師と患者との間の診察行為（トランズアクション）は、このふたりに限定された私的な行為だ。しかし医師の診察行為は不特定の第三者に影響を及ぼす。したがって誤診など他者への悪影響を避け、医師という職業の信頼度を高めるため、資格試験や営業認可などの規制的措置が加えられる。このプロセスは、私的な行為が、同時に公共の事柄（public affairs）となることを示している。デューイは“公私二元論”を取らない。

また別の事例であるが、不動産の売買というケースをあげ、デューイは次のように言う。

> 「（不動産の売買自体は私的な行為であるが）土地は社会にとって非常に重要なものであり、したがって私的なトランズアクションも法的な規制によって束縛される。すなわち譲渡と所有との証明が公的に規制された形で官吏により記録されなければならない。」（p.61）

土地や不動産の譲渡や所有はそれ自体私的な行為であるが、これらが関係者の自由意志に委ねられれば、土地や自然などの人類の共同資産が一部人間の占有するところとなり、人間共存の基本的条件を欠くことになる。こうした事態を避けるため、公的な規制が加えられることが要求される。

以上の事例から、「公衆とは何か」という問いに対する回答を我々はある程度予想できる。「公衆」の起源は、社会内部の諸組織・団体・個人の間の相互関係やある種の対立状況を前提とする。ある私的な組織や人間のトランズアクションの結果や影響が、そのトランズアクションの当事者たちの枠を超えて不特定多数の第三者に深刻な影響を及ぼすとき、これら第三者はその

結果や影響を認知し、そのよって立つところの遠因をさぐり、自らに関係する共通の利害関心をつくり、当のトランズアクションを規制し監督し、自らの地位を保全しようとする。いわゆる“自己実現”に向けての努力である。社会内部のこうした原初的な「人間行動」の中にデューイは「公衆」及び「国家」の起源を探るのである。

少々長い引用となるが、まず、デューイの説明を聞こう。その際、喫緊のケースで言えば、東京電力福島第１原子力発電所の事故を想起しつつ以下の叙述の意味するところを考えてほしい。

「関連しあい、結合され、連合しあっている行為というものは事物の運動に伴う普遍的な特色である。このような運動は結果を生む。人間の集合的行為の諸結果のうちのあるものは認知される。それらは考慮に入れられるという方法で注目されるのである。その結果、希求されていた諸結果を確保し、不愉快なものとみなされた諸結果を排除するための決断、計画、方策、手段などが生じてくる。かくて諸結果の認知はひとつの共通利益を生み出す。すなわち諸結果により影響される人々は、彼ら自身とともにその帰結を引き起こすことに参加したすべての人々の行為に、いやおうなしに関心を寄せざるを得ないのである。時には、結果はそれらの結果を生み出したトランズアクションに直接参加した人びとにしか及ばない。他の場合には、結果はそれを生み出すことに直接従事した人びとをはるかに超えて拡がる。このようにして、諸結果という点からみて、利害と行為を規制する方策とには二つの種類が生まれる。第一の場合には、利害と規制とはその行為に直接従事していたものに限定されるが、第二の場合には、それらは行為の遂行に直接参加しなかった人々にまで及ぶことになる。したがってもし問題になっている行為により影響を受けるということから生じた利害関心が、その結果に何らかの実際的な影響を与えようとするならば、それらの諸結果を生み出す行為に対する規制は､何らかの間接的な手段によって行われなければならないのである。」(pp.40)

「一つの国家としての公衆の特徴は、あらゆる態様の連合した行動が、それに直接従事するものを超えた第三者を含むような広範で永続的な結果を生ずるという事実から生まれてくる。これらの影響が思考と感情とで認識されると、それらを認識したことが今度はそれが生じた条件を作り変えるために反作用する。これらの諸結果は探し求められ、注意を払われなければならない。この監督と規制とは最初の集団そのものの手によっては効果的に遂行されえない。なぜなら、一つの公衆を存在させるにいたるような諸結果の本質は、それらを生み出すことに直接従事していた人々を超えて拡がっているという事実にあるからである。その結果特別な代行者と方策とが必要とされるのであれば、それらが造り出されなければならないし、もしそうでなければ現存する集団のどれかが新しい機能を引き受けなければならない。したがって、ある公衆あるいは国家の組織にみられる明白な外面上の特色は公職者の存在である。政府はそのまま国家ではない。政府は公衆だけではなく、特別な任務と権力とを委ねられた支配者をも含んでいるからである。しかしながら、公衆はその利益のために行動する官吏たちという形で、かつ彼らを通して組織されているのである。このようにして、国家は、明確でかつ限定されてはいるが重要な社会的利益を代表する。」(pp.32)

社会は多様な連合関係の複合体である。それぞれ互いに独立した多様な連合体が、互いに依存しあい、対立しあい、さらにはまた連合体を通して個人に影響を与え、諸個人は自らの行動を通して連合関係に影響を与える。連合体には、家族的な結合、企業、経済団体、宗教団体、

学校、文化団体、労働団体など様々なものがある。上記との関連でいえば、東京電力という一企業がこの連合体に相当する。それぞれの連合体は、自ら独自の目標、課題を追求しているが、それらの活動の諸結果や影響が、それぞれの団体内部にとどまっている場合はその連合体自身の問題であるが、その団体を超えて不特定多数の人間に影響が及ぶ場合は、よい結果であればそれを確保し、不愉快で悪い影響があれば、それを認知し、その結果の原因を探り、それを避けるといった共通の利害関心が生み出される。この利害関心はやがてこれらの結果を生み出した当のトランズアクションの行為に反作用し、それを規制し監督する動きとなって現れる。しかしこの規制行為は、影響を蒙った人々がやれるわけではない。そこに代表が必要となる。この代表機能の多くが国家機能ないし公的機能となって現れる。この代表機能は公衆と離れて存在するのではなく、本質的に公衆の機能である。公衆は代表を見出すことによって「公衆」となるのである。代表と切り離された公衆は「公衆」ではない。

とはいえ、ここにいう「公衆」はデューイにとっては仮説である。それは大衆とは違う。市民とも違う。政治的国家を形成する主体としての意味がある。

> 「ここまでの記述は現実の、確認しうる事実についての問題を説明してきたといってよい。これ以降は仮説を扱うことになる。たとえそれが良い影響であれ悪い影響であれ、間接的かつ重大な影響を蒙る人々は、一般的承認と名称とを要求するに十分なほど明瞭な集団を形成する。選ばれた名称がすなわち“公衆”である。この公衆は代表を媒介として組織され、実効あるものとされるのであるが、代表は慣習の守護者として、立法者として、あるいはまた行政官、裁判官などとして、個人や集団の相互関連的な行為の規制を図るという方法によって、公衆の特殊な諸利益に配慮を加えるのである。したがって、この限りにおいては、連合関係に政治組織が伴うことになったのであり、統治といいうるものが存在することになったのである。すなわち、公衆はひとつの政治的国家である。」（pp.41）

「公衆はひとつの政治的国家である」とか「連合関係に政治組織が伴うことになる」といったところにデューイのいう仮説の新規さがある。これらの仮説の意味については以下の叙述で順次検討しよう。

（２）公衆と公共圏

上記のデューイの仮説は、筆者のいう公共圏の構造と関係してくる。すなわちそれは「自律と他律の統合による人間の自己実現のための活動空間であり、この空間は、個別・媒介・普遍の三極によって成り立っている」というものである。三極のあり様、相互関係により自律と他律の関係は多様な形態をとり、その結果が自己実現の度合いを決める、というのが筆者の公共圏についての仮説である。こうした筆者の仮説の概要を、上記のデューイの仮説と比較しながら検証してみたい。デューイの政治的概念としての「公衆」の仮説には、筆者のいう三極によって構成される人間の自己実現の空間（公共圏）は存在するのであろうか。

トランズアクションの結果により第三者が受ける影響は、関係する諸個人にとって「他律」である。第三者が受ける影響のうち「不愉快なもの」「悪いもの」を排除しようとする第三者の意志は、「自律」の内容を構成する。「不愉快」と感ずる状況は、「自律」と「他律」の統一されざる状況である。したがって、この第三者は「自律」と「他律」の統一を求め、自己実現を図

るための対政治的、対社会的行為に出る。この行為に出ようとする意思の主体が「個別の極」をなす。「個別」の意志が共通利害や共通関心で結ばれる時、これをデューイは「公衆」と呼ぶ。

この「個別の極」が意図する自己実現の内容（関心）は、それと共通の関心を持つ人間によって交際される「公衆」（communicated public）の共通利益でもある。この共通利益はそれとしてはまだ“可能性としての普遍（潜在的普遍）”を意味するが、それが国家レベルや地域・社会レベルで確認されたとき、この共通利益は現実の「普遍の極」を構成する。しかし、ここに登場する自己実現を意図する内容はかなり具体的なものであり、そのまま国家レベルで通用する「普遍」原理そのものとはならないが、これらの具体的共通利益を包摂するより高次の普遍原理がありうる。人間の尊厳、自由、平等、平和、参政権、生存権、労働権、教育権、環境権などなどの周知の憲法原理はそうした普遍原理であり、この原理が個々の具体的な共通利益と結びつくときその普遍性は現実性を持つことになる。「共通利益」は、「普遍の極」の具体的現れとなり、両者を結び付けることが「普遍の極」を模索する公衆の課題となる。

またデューイの上記引用分中には、「公衆の代表」とか「公職者」とかいう用語が登場する。具体的には「政府」「立法者」「行政官」「裁判官」などの国家装置を意味しているが、これらはいずれも「媒介の極」をなす。これらの国家装置は、個別の極から出発し普遍の極を見出す媒介項（議員・立法者）を意味する場合もあるし（上向ベクトルの媒介）、また普遍の極から出発しその具体化を個別の極レベルで援助し実現する媒介項（政府・行政官・裁判官）でもある（下向ベクトルの媒介）。いずれも公衆とともに普遍原理を見出す媒介機能を果たし、また公衆とともに普遍原理を具体化し個別による自己実現を図る媒介機能である。なお個別の自己実現を図る主体は公衆ではなく、公衆を構成する諸個人それぞれである。この場合、公衆は個人の自己実現を図るための不可欠の前提条件をなす。

デューイのいう「公衆」が筆者のいう公共圏の中の個別の極を意味していることは以上のとおりであるが、その具体的な現れようについては必要に応じ順次後述する。

Ⅲ　公衆と国家－「普遍」の極

（１）公衆は国家を必要とする

デューイは、公衆について二つの命題をまとめて、次のように言う。

> 「これらの考察はすでに述べた我々の命題、すなわち諸結果が直接それに関連をもった人々やその連合関係を超えたところに、ある重要なやり方で実現された場合、それら諸結果を認識することが公衆の源泉になるという命題、さらに公衆の国家への組織化は、これら諸結果に配慮を加え、かつそれらを規制する特殊な代理機関を設けることによってもたらされるという命題をいっそう強化するものである。」（p.47）

上記二つの命題のうち、後者が国家に関する命題である。公衆は国家へと組織化されなければならない。さもなければトランズアクションの諸結果は放置され、公衆はその影響下にさらされたままの存在となる。そこでは自己実現の可能性は失われる。

デューイは国家の本質を次のように言う。

> 「国家の本質的な点はある行動の永続的で影響の大きい諸結果というものと関係せざるを得ないの

であるが、その行動は、すべての行動と同様に、究極的には個々の人間を通じて発現するものである。わるい結果を認識することが一つの共同の利益を生み出し、その利益の保持のために、ある人々を彼らの防衛者、代弁者として、さらにもし必要ならば、執行者として選び出すとともに、一定の方策や規則を決めることが要求されるのである。」（p.21）

社会は、相互に依存し、相互に対立する諸種の連合体よりなっている。そのうちのある連合体の特定の行動が公衆に作用する。公衆はそれに対し、その行動を抑止したり、より助長したりする共同の利益を生み出す。共同の利益を保証し実現する代理者の中の重要な一つが国家機関である。国家機関は公衆の代表機能を持つ公職者からなる。ここに「個別」と「普遍」、「個別」と「媒介」、「普遍」と「媒介」との不可分の結合関係がみられる。

「連合関係にある活動の継続的で広範かつ重大な諸結果が公衆を生み出す。それ自体としては、公衆は未組織であり無定形である。官吏とその特殊な権力とによって、それは国家となる。代表としての官吏によって接合され、官吏を通じて機能する公衆が国家である。それゆえ、政府なしには国家はないが、また公衆なしには国家もないのである。」（p.78）

ここに国家の定義が現れる。「代表としての官吏によって接合され、官吏を通じて機能する公衆が国家である（A public articulated and operating through representative officers is the state）」と。ここで国家の主語は公衆である。公衆がある条件のもとで統合され公職者と結びつき機能するとき、それが国家となる。国家は具体的には政府として組織されるが、その前提は公衆の存在である。抽象的な「個人」ではない。では公衆（Public）と官吏（Public Officials）との関係についてデューイはどう考えるか。

「公衆はその政府を通じて国家へと組織されるのであるから、国家のあり方はその官吏の在り方と同じである。公的な官吏（public officials）に対する市民の絶えざる監視と批判とによってのみ、国家は完全性と有用性（Integrity and Usefulness）とを備えた状態に保たれるのである。」（p.80）

公衆が形成され、その公衆が、Public Officials（公職者、公務員）を監視し批判できて初めて「国家の完全性と有用性（integrity and usefulness）」が保持されるというのだ。ここにいう「完全性（Integrity）」とは、“道徳的・人格的意味における信頼性”を前提とする関係（誠実、正直、無欠などの意味を含む語彙。研究社、リーダーズ英和辞典、第 2 版、1999 年参照）であり、デューイにとり、公衆と公職者との関係にはこうした特定の意味合いが含まれている点に注意したい。

他方、国家の必要性を否定したり、国家の作用を狭く限定したりする観念があるが、デューイは、こうした傾向を批判し、次のようにいう。

「国家はその本性上何の重要性も持たないと結論しようとする試みは、直ちに次のような事実、すなわち家族的結合、教会、労働組合、企業、会社あるいは教育機関などが、その外部にある多数のものに影響を及ぼすような行為をするときには、影響を蒙る人たちがひとつの公衆を形成し、その公衆は適当な仕組みをつうじて行動し、かつ監督と規制とのために自らを組織するように努力する

ものだという事実によって反駁されるのである。」（p.34）

デューイがここに指摘する事実は、現在ますますわれわれにとって身近なものになっている。上記の諸連合体による「影響」は深刻さを増し、広範にわたっており、社会的再生産や世代の交代さえ危機的となっている。このような危機は、デューイの時代より地域的にも、全国的にも大きくなっている。こうした危機を回避するため、公衆（個別の極）は、国家（普遍の極）を必要とする。ここに個別と普遍が結びつく必然性がある。

とはいえ公衆と国家との結びつきには特有の条件が必要になる。

「公衆は行為の諸結果と諸結果についての認識とに依存するものであり、また公衆の国家への組織化は、特別な手段を発見し、かつそれを援用する能力に依存しているという事実そのものが、公衆と政治上の諸制度とは時代によりまた場所においていかにその相違が大きいか、またそれはなぜであるかを示しているのである。」（p.76）

公衆の形成は、公衆自身が規制・監督できない組織や団体の「行為の結果と諸結果についての認識」に依存する。影響の結果の認識は、それが自己自身に及ぼす影響の具体的認識であり、かつ影響のよってきたる原因の認識でもある。またこの認識は自己意識レベルだけでは限界があり、他者との認識の交流が必要となる。そうした認識を通して共通の利害関心が形成される。しかし、テクノロジーや社会システムが高度に発達し複雑化している現在、こうした認識の獲得は容易ではない（たとえば、東京電力福島第１原子力発電所の事故に伴う影響の深刻さや直接被害を受けた住民とそれ以外の国民との意識の違いなどを想起してほしい）。また公衆の形成には欠かせない他の条件もある。デューイの指摘するように、公衆の国家への組織化は、それに必要な手段の発見とその援用能力に依存する（たとえば最近注目された公衆の国家への組織化の例としては、原発事故に伴って発生した首相官邸を毎週取り巻いたあの金曜日デモ、など）。この能力の形成も公衆自らの課題となる。課題はそれだけではない。デューイは、次のように言う。

「新しい公衆が生み出されても、それは、既存の政治上の諸機関を用いることができないので、長い間出発点の状況に、組織化されないままにとどまることになる。」「それゆえ、新しい公衆を形成するためには、その公衆自体が既存の政治上の諸形態を打破しなければならない。」「新しく形成されつつある公衆の必要性が、すでに確立された国家形態によって阻害されるような時代というものは、国家に対する侮蔑の念と無関心との増大がみられる時代でもある」「国家は、その形態が固定化されるや否や作り直される必要があるのである。」（pp.36）

現存の国家装置は、かつての古い公衆による「国家への組織化」の形態でもある。そうした場合、現在の公衆は、この古い国家装置を利用できず、むしろそれが桎梏となる。新しい公衆の自己形成は、「既存の政治上の諸形態を打破しなければならない」とデューイはいう。現在の公衆の必要性と国家形態との背離は、「国家への侮蔑と無関心」を生み出すというデューイの指摘はなお有効である。「国家は、その形態が固定化されるや否や作り直される必要がある」のだ。ここに国家を新しく発見するという課題が公衆の課題となる。デューイは、国家に対する楽観

論とは無縁である。

> 「かくて国家を発見するという課題は、既存の諸制度を考究することのみに従事している理論的研究者の課題であるわけではない。それは相互に連合関係を形成して生活している人間の、すなわち、より包括的には人類そのものの実践的課題である。」（p.37）

デューイの政治哲学は、旧来の政治哲学への批判を前提とする。近世以降では、「自然状態」、「自然権」、「社会契約」、「国家理性」、「国家有機体」などといった「仮説的原因」による国家理論はデューイによりすべて批判にさらされる。しかしこうした仮説的原因から国家の成立を説明する政治哲学はなお影響力を失わない。「国家の発見」は、こうした「既存の諸制度を考究することのみに従事している理論的研究者」の課題ではなく、まさに「相互に連合関係を形成している人間」すなわち「公衆」自らの課題であり、究極的には「人類そのものの実践的課題である」というのだ。この「人類そのものの実践的課題である」という指摘は重要である。世界規模でみると、公衆の自己形成の実態は多様であり、先進的で、実験的であるものが多い。トランズアクションの影響するところが国境を越えて広範になっている現在、ますます人類的規模で公衆の自己形成と国家の発見の実践事例を探ることは喫緊の課題となっている（一例をあげるとすれば、スウェーデンなどにみられる“オムソーリ”とか“コモンズ”の考え方など。神野直彦(2002)『人間回復の経済学』岩波書店、同前（2010）『「分かち合い」の経済学』など参照）。

最後にデューイのいう「国家の唯一の定義」を紹介する。この定義もデューイ特有のものである。

> 「国家についてなしうる唯一の定義は純粋に形式的なものである。すなわち国家とは、その構成員によって共有されている利益の保護に任ずべき公職者を通じて作り出された、公衆の組織である。そして公衆とはいかなるものでありうるか、公職者とは何か、また彼らはその機能をどの程度にまで十分に遂行するかなどを探るためには、われわれは歴史についてみなければならない。」（p.38）

> 「国家に伴っている唯一の常数は、関連しあう行動の錯雑な間接的拡大や放射の帰結として生ずる諸利害に、配慮を加え、かつそれを規制するという機能なのである。」（p.56）

これが、国家について普遍的定義を嫌うデューイのなした唯一の定式化である。それは「純粋に形式的なもの」であるが、重要な点は国家の持つ機能が、「その構成員によって共有されている利益の保護」にあるとか、トランズアクションの「帰結として生じる諸利害に、配慮を加え、かつそれを規制するという機能」とかいうデューイの命題には、国家の持つ「普遍の極」としての積極的位置づけが看取されるのである。

（２）国家行為の特色

デューイは、「国家と呼ばれるべきものの徴表として役立つような特徴」について検討することは、「公衆の性質やその政治的組織化の課題を明らかにしてくれる」という（p.47）。ディーイ独自の国家観念については（１）で述べたが、それが持つ特色とは何か。それが公衆の性質

や公衆の政治的組織化の課題を検討するうえで、どのような意味を持つのであろうか。デューイは国家の特徴について以下に示す四点をあげる。これらは、「私的な行為と区別された公的な行為」の特徴づけでもある（p.75）。

① 国家の時間的・地理的局部性

デューイは、「政治的組織の第 1 の特色はそれが時代や地方によって様々なこと」であり、多様であることをあげる。まず地理的に多様であるということについての説明を聞こう。

> 「国家の性質を示す一つの徴表としてあげうるもっとも適切な特徴は、先にあげた点、つまり時間的かつ地理的局部性ということであろう。相互関係においてあまりに孤立化しているため、同一の公衆を成り立たせているとはいい難い連合関係があるのと同様に、その範囲があまりに狭く、かつ限定されたものであるため、一つの公衆を形成するとはいい難い連合関係もある。国家へと組織されうる公衆を発見するという課題の一部は、密接かつ親密でありすぎるものと、疎遠でかつ離れ離れでありすぎるものとの間に一線を画することである。」（p.48）

デューイにとり、国家の成立条件は公衆の成立条件でもある。公衆は、地理的条件があまりに「密接かつ親密」であるところには成立しない。また互いにあまりに「疎遠でかつ離れ離れ」である場所にも成立しない。こうした地理的条件の違う両極端の間に公衆は成立する。彼は次のようにもいう。

> 「限定され、閉鎖的で親密な集団と、相互にあまりに疎遠な関係にあるためにごくまれに偶然的な接触しか持たないような集団という両極の間のどこかに、国家の領域があるといえよう。われわれははっきりとして固定的な境界線を見出せはしないし、またそれを期待すべきでもない」（p.52）。

これは注目してよい指摘である。上述の地理的条件の違う「両極の間のどこかに国家の領域がある」というのだ。規定の国境線が国家の領域を意味するのではない。デューイにとっては、政治的に組織化された公衆が国家であり、公衆のいない国家は国家ではない。デューイは政治的な境界線について次のように言う。

> 「連合した行動の諸結果が伝播することに対する障壁となるものは、それがたとえ何であれ、まさにその事実によって政治的境界を設定するようにはたらくのである」（p.52）

「連合した行動の諸結果」が現れる場所に公衆は成立する。この「諸結果」の及ぶ範囲は「連合した行動」の様態によって異なる。教育機関であっても、小・中学校、高校、大学などの違いによりその影響を及ぼす範囲と関係する公衆の規模や質は異なる。それに対応して、関係する政治的境界に違いができる。そこに形成される公衆も違ってくる。こうした事実を前提とする限り、国家の境界を、国民国家の境界と同一に考える必要はない。実際に政治的自治の単位は、地理的に重層的であるし、その機能に違いがある。集権とか分権の度合いも、公衆の形成の違いによって異なって当然である。市町村であっても十分に政治的機能を果たすことは可能である。デューイにとっての国家（“国家の領域”）は、あくまでも公衆を前提とした国家であり、国家が先験的にあるのではない。政治的境界をどのように設定するかは、公共圏の問題を

考えるうえで重要なテーマとなる。

次に、デューイは、国家とその政治的組織の形態は時代的に多様であるという。それについての説明をみよう。

> 「関連しあう行動の諸結果は、その質と範囲とにおいて“物質文明”の変化、とくに原料や加工製品の交換にみられる変化、またなかんずくテクノロジー、すなわち、道具、武器、それに日常用具などにおける変化に応じて異なるのである。そしてこれらの変化はまた、交通、輸送、連絡などの諸手段についての発明によって直接に影響されるのである。・・・そしてそれらは、諸結果を決定することで、異なった利害関心をもつ諸公衆を設定し、その利害関心がまた諸結果に配慮を加えるための政治的行動にことなった型を生じさせるのである。」（pp.53）

公衆に影響するトランズアクションは、上述のごとく“物質文明”の変化によりその内容は変化する。これは日常的にも、歴史的にも事実である。これら物質文明の内容の変化は、それらの及ぼす結果の変化となり、公衆の利害関心の変化を引き起こす。利害関心の変化は、諸結果に配慮を加える政治的行動に変化を及ぼす。こうした背景があって、政治的組織の形態は、時代やその文化の質により異なったものとして現れる。第一次世界大戦やその背景をなす国際関係や生産と資本の集中・独占といった“物質文明の変化”が、公衆の形成や政治組織の変化に与えた影響については、本書でデューイは詳しく述べている。物質文明が公衆の形成に及ぼす影響は多大であり、公共圏を考えるうえで重要なテーマとなる。

② 国家の行為や機能は「公的なもの」の変化により異なってくる

> 「政治組織であることの第二の特色であり、その証拠となるのは、関連しあう諸行動の帰結の量的な広がりが組織化の必要性を持つ公衆を生み出すという、他には説明のしようのない事実である。」（p.57）

「公衆」に関するデューイのこのような説明については既に述べた。この事実は「公的なもの」と「私的なもの」との関係は質的な違いではなく、トランズアクションの影響の量的な違いとなるがゆえに、両者の関係は相対的となる。したがって時代により、「私的なもの」が「公的なもの」に移行し、また「公的なもの」が「私的なもの」に変わるという変化が生まれる。それにより国家行為のあり方も変わる。デューイは言う。

> 「総体的に私的なものから公的なものへの、少なくとも限定付きの公的なものから、より大きい公的なものへの移行」（p.57）という変化が見られる。

> 「今日の生活でも、私企業という方式がその量的拡大のゆえに、“公共の利益によって影響を受ける”に至った時に、そこには同じ種類の事柄が示されているのである。」（p.58）

私企業の私的な活動が、その規模の拡大とともに直接関係しない広範な第三者に深刻な影響を与える事態は現在ますますはっきりしている。先にも触れたが、2011 年の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関連する企業活動の事態は典型的である。私企業の活動が公的な影響

を強めていると同時に、その活動についての公的な規制と監督が必要になっている。「私的なもの」が「公的なもの」に代わる事例である。新自由主義者は、国家行為を狭く考え、「私的なもの」の「公的なもの」への転換を抑え、「公的なもの」の範囲を極力狭く考えるが、これは「私的なもの」の「公的なもの」への転換の必然性を見ない硬直した考え方である。

以上の推移とは逆に、「公的なもの」の「私的なもの」への転化もある。

> 「これとは反対の例は、宗教的儀式および信仰が公的な領域から私的な領域へと移行したことのうちに示されている。敬神と無信仰との諸結果は全共同社会に影響を及ぼすとしていた間は、宗教は必然的に公的な問題であった。」（p.58）「不信仰は公共の平和と福祉とに対するあらゆる脅威の中でも最も危険なもの」だった（p.59）。しかし「知的な面における、また人民の内部的構成と外部に対する関係とにおける社会的な変化が起こり、その結果、人々はもはや神に対する崇敬や不敬の態度を共同社会の福祉や不幸と結びつけようとはしなくなったのである」（p.59）。

> 「一般的にいって、知的な問題についての行動は、公的領域から私的領域へと移行してきた。」（p.59）

「敬神への不信」や「不敬」が「公共の平和」への「最大の危険」と考えられ、「不敬」な「公衆」が国家を通して最大の抑圧を加えられてきた歴史を我々は持つ。国家神道による宗教的行事は最高の“公的事業”であった。敗戦後そのゆきついた結果は、この古い「公的なもの」の死であり、その否定であった。宗教は「公的領域から私的領域へと移行」したのである。にもかかわらず昨今復古の動きがある。これらは「公衆の代表」たる一部政治家の動きであるが、基本的には「公衆」自身の問題でもある。かつてのように「不敬」が国にとって「最大の脅威」と考える人間は少ないとはいえ、「公衆」の一翼を担っている現実はなお残る。

③　“固定化され、画一化され、くりかえされ”る事柄の公的なものへの転化

通常「新しい観念」を受け入れることにひとは抵抗感を持つ。「新しい観念は受けいれられている信条を動揺させるものである」と考える。公衆は、「新しい観念を生み出すことは、優れて私的な仕事であると」考える。これは「新しい観念」だけでなく、発明や発見についても同様である。しかしこうした公衆の傾向は、ある条件下で変化が生ずる。デューイは言う。

> 「しかしながら、ある行動の様式が古くかつ親しみのあるものとなり、またある道具が当然のこととして用いられるようになった時には、もしそれが他の慣習的な営みにとっても欠くべからざるものである限りは、それらは国家の視野の中に入ってくる傾向にある。」（pp.70）

「新しい観念」には抑制的である「公衆」も、ある事物や事項が「古く、親しみのあるもの」となり、一般的に「欠くべからざるもの」になった場合、それを国家行為や公的行為のうちにいれる傾向を持つ。国家は、こうした公衆の変化に対応して、固定化され、身近なものとなり、不可欠となったある事柄について、「公的なもの」として国家行為の中に取り入れる。

> 「個々の人が森の中に自分の通る小道を作ることはその人の勝手であるが、街道を作るということになれば、それは通常は公的な問題である。」「移動と伝達との諸手段は、それらを使用する人々に対してだけではなく、生産者としてであれ、あるいは消費者としてであれ、何らかの点で輸送され

るものに依存しているすべての人々に影響を及ぼすのである。それゆえ街道と同様に鉄道も公的な官吏によって管理されるべきではないのかということが議論の的になる」(p.71)。

こうした事態の変化は、道路・鉄道だけでなく、郵便・電波などにもおよぶ。さらには「商品生産の機構を公衆が管理するという問題」などにもおよび、企業の「公有」化も生まれる。公社・公法人（public corporation）、公企業（public enterprise）、公益事業（public service）などはその事例である。また、「高度に標準化され、規格化された諸活動は公衆の代表者たちに委ねるという一般的な傾向が見られるのである」（p.72）。度量衡や部品などの国際規格などもそうした事例である。

以上のケースも、公衆の観念の変化により、「私的なもの」が「公的なもの」に転化する事例をあらわしたものである。

④　「取り返しのつかない諸結果」と国家行為

デューイは児童の教育を例に挙げて、あるトランズアクションに巻き込まれている当事者が不平等な状態におかれ、その関係が一方的で放置しておくと「取り返しのつかない」不利な状態になる場合、「公衆は条件を平等化する」ため国家による規制を要求する、といって次のように述べる。

「公衆というものの第四の特徴は、子どもやその他の要扶養者（たとえば精神異常者や永久的無能力者）はとくに公衆の保護のもとに置かれるべきであるという観念に示されている。あるトランズアクションに巻き込まれている当事者たちが不平等な状態に置かれているときには、その関係は一方的なものとなりがちであり、一方の側の利益が侵されやすい。もしその諸結果が重大なものであり、特にそれらが取り返しがつかないほどのものであると思われる場合には、公衆は条件を平等化するようなおもりを用いるのである。」（pp.72）

「児童は第一義的には家庭の保護のもとにおかれているという事実にもかかわらず、児童の教育は本来的に国家の義務であるとみなされるようになってきたという確実な傾向がある。けだし教育が実りある成果を生むことが可能なのは児童期であり、もしこの時期が利用されないならば、その結果は取り返しのつかないことになる。それゆえ、教化と訓育とのある種の方策が社会全体に有意義な結果をもたらすとみなされる程度に応じて、子どもとの関係において両親の行動に影響を及ぼすような諸規制が規定され、また就学児童の親ではない人々には、学校を維持するために税が課されるのである。」（p.74）

こうした事例は児童の教育、すなわち義務教育と就学強制だけではない。デューイは、児童労働、女子労働、安全と健康保持、労働組合の団体交渉などにも「条件の平等化」を図る公衆の動きがあり、規制と監督が国家の機能になることをあげる。

「さらには、危険度の高い機械が置かれていたり、不衛生な状態を呈しやすいような工場で安全設備を無視すれば、その諸結果は極めて重大で、償い難いものとなるので、現代の公衆は安全と健康との保持に役立つような条件を確保するために介入するようになってきたのである。」（p.74）

社会には様々な格差があり、個人的努力では解消しえない不平等状態がある。公衆はたえずこうした状況に置かれてきたため、この状況の要因をなしているトランズアクションを規制する共通の利害関心を持ち、公衆の政治的組織化を図る。「すなわち国家による行為というものは取引が可能になるような一つの水準を作るために導きいれられるのである」（p.73）。ここにも公的な世界が生まれる要因がある。

以上四点にわたり「公衆の政治的組織」（国家）がもつ形態や機能の特色をあげた。これらは「私的な行為と区別された公的な行為」の特色を示す。その特色が以上の四点に限定されるわけではないが、重要なものをデューイは例示した。

> 「われわれはただ、私的な行為と区別された公的な行為を特徴づけるようなしるしを指摘してきたのである。個人ないし集団の間のトランズアクションはその間接的な諸結果が重要なものであるとき、一つの公衆を生み出すことになる。この重要性という観念にはあいまいさがある。しかし少なくともわれわれは重要性というものを作り上げるに至るいくつかの要因、すなわち、諸結果が空間的にせよ時間的にせよ広範囲に及ぶという特徴、固定化され、画一化され、くり返されるという性質、さらにはまた、その結果が取り返しのつかないことになる点などを指摘してきた。」（p.75）

なおここで重要な点は、「公的なもの」と「私的なもの」との区別を示す明確な基準はないというデューイの指摘である。トランズアクションの諸結果が広範で重要であるとき「公的なもの」は生み出される。この「重要な場合」というのは程度の問題で、その境界線は「実験的に見つけ出されなければならない」。何が「公的なもの」かは、時代や地理的条件、公衆の認識の程度によっても異なる。その境界線は実験的・実証的に検証される必要がある。したがって、公共圏の問題は優れて実証科学の対象となる。しかもこの実証は国内だけではなく国際的、人類的規模でなされるべき課題である。だからデューイは言う。

> 「これらの事柄はどのひとつをとってみても程度の問題を含んでいる。」（p.75）

> 「私的な意志と管理とにゆだねられている行為と、国家によって規制されている行為との間の境界線は、実験的に見つけ出されなければならないのである。」（pp.75）

“公共性”を実体的に規定できないとする筆者の態度もこうした背景と関連する。

Ⅳ　公衆・国家・社会－媒介の極

（１） 媒介の極としての社会（連合関係・連合体）

社会（society）は、無数の連合関係・連合体（associations）により成り立つというのがデューイの社会観である。連合関係には、スポーツ・社交クラブ、科学的・専門的職業組織、政党・派閥、家族、教会・教派、合名会社・株式会社など様々な連合体が含まれる。社会は、共通の価値により特定の意味をもつ団体として存在するわけではない。

> 「（社会は）無数の種類の社会、諸連合関係が異なった紐帯をもち、異なった利害関心を形成しつつ存在するのである。」（p.81）

「連合関係には地方的なものもあり、また全国的な規模のものや、さらには国際的な規模のものもありうる。」（p.81）

「これら無限に重複した連合関係以外には、社会（society）と呼ばれるべきひとつのものは存在しないのであるから、“社会”という言葉に付着した無条件に賞賛すべき意味内容というものは全く存在しないのである。ある社会は大体において是認さるべきものであり、またある社会は非難さるべきものであるといえるが、それはその社会に属している人々の性格や行動に影響を及ぼす諸結果のためであり、またその社会が他の社会に及ぼすより間接的諸結果のゆえなのである。」（p.81）

このように社会の評価は、一義的に決まるものではない。社会は無限に重複した連合体（associations）から構成されており、個々の連合体がその成員や他の連合体に及ぼす影響の結果により社会の評価は決まる。個々の人間からみると、個人と関係する連合体の質が問われるのであり、連合体は個人に影響を与える第一次的集団となる。では、国家は社会や連合関係に対し、また個人に対してどのような関係にたつのか。公共圏の中における国家・社会・個人の関係についてデューイの関連する叙述を検討してみよう。

「国家というものは連合関係の特色ある、そして第二次的な形態であって、特定化しうる仕事を持っており、その活動のための特定の機関をもっているということなのである。」（p.82）

「国家が存在するようになってのちは、ほとんどの国家が第一次集団に対して反作用を及ぼすということはまったく真である。国家が良い国家であり、また公衆の官吏たちが真に公共の利益に奉仕している時には、この反射的効果ははなはだ重要である。それは望ましい連合関係をより強固にし、より凝集させる。また、間接的にはそれらの連合関係の目標を明瞭にし、さらにはそれらの活動を純化する。それは有害な集団に対してはその影響を減らすように努め、さらにはその寿命を短いものにしようとする。これらのサーヴィスを達成することで、国家は価値ある連合関係の個々の成員にはより大きな自由と保障とを与えるのである。」（p.82）

「ある国家が良い国家であるかどうかの尺度は、それが個人をどの程度まで消極的な闘争や、無用の紛争などという無駄から解放しているか、またそれが個人の企てることについてどの程度まで積極的な保障や応援を与えているかということなのである。」（p.82）

国家が個人に対して直接関係する局面は少ない。むしろ連合体を通して国家は個人とかかわるのが通例である。逆に個人は自ら属する連合体を通して国家とかかわる。これに対し国家は、個人にではなく、個人の第一次集団である連合関係に対して反作用を及ぼす。その意味で国家（具体的には国家装置）は連合関係の第二次的な形態をなす。デューイは、国家の持つこの反射的作用を重視する。国家は連合関係の質に作用することで、その成員に「より大きな自由と保障」をあたえる。このデューイの国家観は理想主義的である。しかし国家が持つこうした局面を否定することはできないし、われわれの政治活動が持つ意味もこの点にある。

デューイは、上記の彼の国家観が理想主義的であることを自覚している。だからただちに次

のことを付加する。

「しかしこの認識をあらゆる連合関係を“国家”の中に、あるいはあらゆる社会的価値を政治的価値の中に吸収する考え方に変えてしまうことは正当ではない。」（p.83）

「公的な行為が人々の解放と確信の強化とに資するような帰結を生み出すとしても、その帰結が、他の連合関係との対比において、国家の全面的な理想化をもたらすと推定することはできない。なぜなら、国家の活動はしばしばこうした連合関係に対して害を及ぼすからである。国家の主な仕事の一つは、戦争を行うことであり、また異議を唱える少数者を抑圧することであった。その上、国家の行為は、たとえそれが恵み深いものである時でさえも、共同生活の非政治的形態に適合した諸価値を前提にしているのであり、そのような形態は公衆の代理機関を通して、公衆によって拡張され強化されるにすぎないのである。」（p.84）

国家の政治的行為の源泉が、公衆の中にあるということは既に述べた。公衆の政治的組織化が国家であり、国家は「公衆の組織である」（p.38）というのがデューイの国家観の真髄である。したがって国家の主語は公衆であり、国家は自らの言語を持たない。国家の行為が「恵み深い」ものであったとしても、そこに盛られた価値は公衆の内部で形成された価値であり、国家が生み出したものではない。国家の公的な行為がたとえ「人々の解放と確信の強化」となっても、それは「公衆によって拡張され強化され」た「共同生活の非政治的形態」が生み出した「諸価値を前提にしている」のである。だから連合関係の二次的形態である国家を理想化してはならない。こうしたデューイの叙述は至当である。

国家と社会との関係については、デューイは『哲学の改造』（1920 年、清水幾多郎・禮子訳、岩波文庫）の中でも注目すべき叙述を残している。ここには、国家の重要性、それと社会、連合体、個人との関係、つまり「公共圏」について述べられている。

「国家の重要性は、ますます、自発的諸集団（voluntary groupings）の活動を促進調整する力に見出される。どの近代社会を見ても、国家が目的であって、他の一切の集団や組織（societies and organizations）は手段であるというのは、ただ名目だけのことである。人間の共有するいろいろな善を生み出すための集団（groupings）が、本当の社会的単位になっている。」（『哲学の改造』岩波文庫、1968 年、pp.176）

「社会（society）というのは、多くの集団（associations）のことであって、一つの組織(organization)のことではない。社会は集団を意味する。集団とはあらゆる型の経験のより良い実現のために共通の交際および行動に参加することであり、経験は、共有されることによって増大し確実になるものである。それゆえ相互的なコミュニケーション及び参加によって高められる善(goods)と同じ数だけの集団（associations）が存在する。そして善の数は、文字通り限りのないものである。いや、公共性（publicity）とコミュニケーションとに堪えうるか否かが、その謂わゆる善が本物であるか偽物であるかを決定するテストなのである。・・・コミュニケーション、共有（sharing）、共同参加（joint participation ）こそ、道徳的な法則及び目的を普遍化する唯一の現実的な道なのである。」（『哲学の改造』p.178）

デューイは、国家の重要性を、社会の構成単位である「集団」の活動を促進・調整する力に求めている。ここでの「集団」の原語は association であり、『公衆とその諸問題』の訳語では「連合関係」「連合体」に相当する。両者は同じである。上記引用分中には、連合関係がその成員との関係で持つ意義について、注目すべき記述がある。「人間の共有するいろいろな善を生み出すための集団が、本当の社会的単位になっている」という個所だ。ここにいう「社会的単位」とは連合体（association）のことである。連合体のすべてが善を生み出すわけではないが、「本当の社会的単位」である連合体は「人間の共有するいろいろな善を生み出す」というのだ。

人間は”良き生”（good life）を求める存在である。善の意識は、個人の営為の中で形成され、選択される。しかしその営為は、いろいろな association（連合関係）との交流（コミュニケーション）やそこでの経験の共有、共同参加の中で実際には行われるのであり、善の意識もこうした共同の営為の中で生まれる。連合体は個人との関係でこうした善の意識を交流しあう可能性を持つ存在である。他方、国家と連合体との関係では、国家は、成員諸個人と善を共有する連合体の活動を促進調整する力を持つのであり、ここに国家の持つ意義がある。三者間のこうした相互関係が形成されるところに個人の自己実現を果たす公共圏を作り出す可能性を見出す。なお連合体が持つ善が本物か偽物かは重要なポイントであるが、デューイはその善が「公共性とコミュニケーションに堪えうるか否か」がその判断基準だという。善の判断基準を国家が持つものにはなっていない。なお、ここにいう「公共性」の原語は Publicity であり、一般的には「公開性」を意味するが、本書の訳者（清水）は「公共性」と訳している。そこに如何なる含意を持たせているかはわからないが、“共有制・共同参加”という側面を強調したのであろう。

以上の叙述を通して、個人の自己実現を図る媒介の極として重要な要素のひとつが、社会内部の連合体・連合関係（associations）にあることをのべた。個人の自己実現は、「善き生」（good life）の実現である。それは個人にとって普遍的価値であり、普遍の極を意味する。しかしこの場合の普遍は国家の極とは直接関係しない。社会内部での個人の連合関係の中で見出される“善”である。何が“善き生”かは、井上達夫のいう「人格完成価値」に属するもので、国家が関与すべき問題ではない。国家が関与すべき価値として井上は「人格構成価値」をあげており、それは「善き生」を実現すために必要な人間の尊厳、個人の価値、自由、平等等々憲法上規定された普遍的権利をいう。個人にとって普遍的価値がこうした二つの価値に分かれ、それに対応する媒介の極も違ってくることには特に注意を要する。かくして、社会と連合体は、個人にとって媒介の極の第一次的形態を意味することになる。媒介の極の第二次的形態は、次にいう国家装置（公務員制度）である。

（２）　媒介の極としての国家装置（公務員制度と民主的代表制）

公衆は国家を必要とし、公職者（官吏）を通して国家へと組織される。既述したように、官吏（代議士を含む公職者）は普遍と個別の極の媒介者である（上向及び下向の媒介機能）。媒介の極の対象になるのは、まず（１）で述べた社会・連合関係であるが、公職者・官吏の世界（行政の世界）も同様に媒介の極をなす。それは媒介の極の二次的形態である。そこで、この媒介の極の質が問題となる。

> 「公衆は個人という媒介を通してのみ決定に到達し、約定を作成し、解決策を執行する。こうした諸個人が官吏である。彼らは公衆を代表するのであるが、その公衆は彼らを通してのみ行動する。」

（p.87）

「官吏は依然として個別的な人間ではあるが、しかし彼らは新しい特別な権力を行使するのである。これらの権力は私的利益へと向けられることもあるであろう。その時、政府は腐敗し、恣意的なものとなる。」（p.78）

官吏は権力を行使するが、個別的人間でもあり、権力行使を私的利益に向ける場合がある。官吏は、公的人格と私的人格を併せ持つ存在である。私的人格を優先するとき、官吏は公衆の代表たる資格を失う。

「公衆の官吏は、投票者として公衆を代表するにせよ、あるいは一定の官職にあるものとしてそれを代表するにせよ、すべて二重の資格を持っている。」（p.88）

「ある人間が政治的な役割に没入しきることはほとんどありえない。ほとんどの人にとって、到達しうる最良の状態は、公共の福祉（the public weal）によって自分の他の欲求を統御することである。“代表制的”政府という言葉の意味は、この統御を確保する意図をもって、公衆が明確に組織化されているということである。公衆の官吏のもっている二重の資格は、彼らの純粋に政治的な目的や行為と、彼らが非政治的役割において持っている目的や行為との間の、各個人の内部における相克へと導く。この相克を最小にし、代表的機能が私的な機能を圧倒することを目的として、公衆が特別な方策を採用したときに、このような政治制度が代表制と呼ばれるのである。」（p.89）

“国民代表制”という時、われわれは何を想起するであろうか。“国民代表制”とは、公職者のもつ二重の資格を制限し、彼らの持つ私的欲求を「公共の福祉（public weal）」（つまり公衆の幸福・福利）によって統御するということだ、とデューイは言う。これが民主主義的代表制の持つ真の意味であるというのだ。公職者や官吏は、個別と普遍を媒介する極であり、それによって個別と普遍の極を結ぶ。民主主義的代表制の原理は、こうした意味を持つ媒介の極を規制する原理である、というデューイの指摘は注目してよい。

官吏が二重の資格を持ち、その間の相克のはざまにいる事実は我々の日常的に接する光景である。その相克を克服し、“公共の福祉”（public weal）によりこの相克を統制することは、官吏に求めるべき問題であると同時に、「公衆が特別の方策」を媒介の極の中に位置づけるとき可能になる。デューイにとっては、公衆がとるべきこの「方策」が、「代表制」と呼ばれる政治制度である。では「代表制」が公衆にとって持つ意味は何か。

「政治的民主主義を構築しているのは、公的な官吏の選出と行動とに関しての理論と実際とであり、それはすでに言及したような歴史的背景に抗して達成されてきたものである。それらはまず第一に、ほとんどの場合に偶然的でまた不適当な要因によって支配権の占有を決定してきた力に対抗する努力を意味しており、また第二には、公的な諸目的ではなくて私的な諸目的に奉仕するために政治権力を用いる傾向に対抗する努力を意味している。民主的な統治をその歴史的背景を別にして大雑把に論じることは、その要点を見逃し、それを知的に批判するために必要なあらゆる手段を放棄することになるであろう。」（pp.95）

デューイにとり、代表制を意味づける要点にはふたつある。代表制の第一の要点は、不当な支配の占有に対抗する努力であり、第二は、政治権力を私的な目的に利用する力に対抗する努力である。代表制は、彼にとっては、選挙制度とか政党制とか投票制度とかそういった意味を持つのではない。この二つの要点を見逃すことは、統治を「知的に批判するために必要なあらゆる手段を放棄することになる」とデューイは言う。公衆がとるべき民主主義的「方策」の核心である代表制には、この「要点」が位置づいていないといけない。

しかしこの「要点」、特に第二の「要点」を生かすことは難しい。

> 「人間が集中された権力を私的な目的に奉仕させるために利用する方向へと導いてきたその同じ諸要因は、今後も作用し続けて、集中された経済権力を非公共的な目的のために用いさせることになるであろう。しかし、こうした事実はこの問題が解決不可能であることを意味するものではない。そうではなくて、こうした事実は、どのような見せかけで現れようとも、真の問題はどこにあるかということを指し示しているのである。公衆の代表である官吏は二重の扮装と能力とを持っているのであるから、その識見、忠誠、エネルギーなどが公的で政治的な役割の側に確保されるようにするためには、どのような条件とどのような方法とが必要かということが重要であろう。」（pp.94）

官職の私的利用の中心的勢力が、「集中された経済権力」の手にあることをデューイは知っている。彼らはその権力を「非公共的な目的」のために利用する。この傾向は現在にいたるまで続く。しかしデューイは言う、「こうした事実はこの問題が解決不可能であることを意味するものではない」と。逆にこうした事実は「真の問題」の所在を指示しているというのだ。デューイは問題の解決のための具体的条件や方法については述べない（後述の第 2 部を参照）。これは後継世代に引き継がれる課題である。

> 「かくて、われわれは公衆に関する基本的な問題に到着する。すなわち官職につく代表の選出に際して、また彼らの責任と権利とを明らかにするに際して、公衆に重要な役割を担わせるような公衆自体に関する認識を達成するということである。この課題について考察することは、後にみるように、われわれを民主主義的国家をめぐる議論へと導くのである。」（p.90）

課題は、ひるがえって公衆自身の問題、民主主義的国家とは何かの問題となる。代表の選出とその行動、代表の責任と権利をめぐる問題（つまり公共圏における媒介の極の問題）は、「公衆に重要な役割を担わせるような公衆自体に関する認識」の問題だとデューイはいう。この課題は、「政治的民主主義に関連したほとんどすべてのものを含んでいる」（p.95）とまでデューイはいう。にもかかわらず問題の解決はとおい（示唆的なことについては第 2 部で扱う）。

V　公衆の没落と大社会－「個別の極」の低迷状態

では、その地位をこれほどまで高く評価された公衆の現実の姿はどうであったか。それが次の課題となる。現実の個別の極にはどのような問題点があるのか、デューイはこの問題をいかに考えたか、それが問題となる。

（１） 近代的個人と個人主義

近代市民革命は、自由の確立を目指した。それは抑圧と伝統とからの解放を意味した。その

ためにとられた方法は､「反抗する個々人に内在するある種の譲渡しえない神聖な権威に訴えるということ」（p.100）であった。こうして近代における個人主義が生まれた。しかしこの個人主義はいかなる性格のものであったのか。それは公共圏の形成に寄与しえたのか。デューイの以下の指摘は、こうした問題へのアプローチである。

「その結果、この運動が自らを表現する知的用語は、たとえそれらが積極的に見える時でさえも消極的な内容を持つことになったのである。自由は、それ自体が目的を含むものとして表現されたけれども、実際には抑圧と伝統とからの解放を意味している。」（p.100）

「こうして個人主義が生まれたが、其れは、熟慮の上人びとが自分自身の目的のために形成したものを別にすれば、あらゆる連合関係から孤立した個々の人間に、生得の、あるいは自然の権利を付与する理論であった。古くからの、制限を及ぼす連合関係に対する反抗は、知的には、すべてのいかなる連合関係からの独立という教義へと転換されたのである。」（pp.100）

「したがって、最も容易な解決方法は裸の個人に帰ることであり、また個人の自発的な選択から生じ、その私的な目的を保障する場合を除いては、個人の本質と権利とにとって異質な一切の連合関係を一掃することであった。」（p.102）

「この“個人主義的”運動はフランス革命の偉大な文書類に古典的な型で表現されているが、それはあらゆる形態の連合関係を一撃のもとに廃止し、原理的には裸の個人を国家に直接に対峙させることになった。」（p.103）

近代の自由の意味は、「・・からの自由」（消極的自由）であり、「・・・する自由」（積極的自由）をすべての人間に保障する体制ではなかった。こうした自由の意味ゆえに形成された個人主義は、「あらゆる連合関係から孤立した個人」、「裸の個人」、他者から隔離された“自律的個人”を意味した。結社の自由は認められたが、政治的権利をもつ自律的個人は狭く限定された。圧倒的多くの人間は“他者から扶養される人間”として自律的人格を認められなかった。彼ら“非自立的”人間が結成した多くの結社は自由の敵とみなされた。政治的な意味での“自律的個人”は「人工的作為の教義」（p.116）で覆われた。公共圏を構成する三極のうち、個別の極に登場しえた人間は、女性はおろか男性でもごくわずかであり、まして子供はほとんど無視された。まさにそれは「裸の個人を国家に直接対峙させることになった」のである。

デューイは言う。

「新しい状態のもたらした衝撃は協働社会を動揺させつつ、個々の人間に関しては彼を解放する方向へ働いたが、その抑圧的側面は測り知れない未来の霧の中に隠されていたのである。」（p.112）

他方経済制度はどうだったか。政治的制度における“作為の教義”とは違い、ここでは“自然”が強調された。すなわち「人間性に本来備わっている自然の法則が財貨とサービスの生産と交換を規制する」とき、この法則が「社会の繁栄と進歩をもたらす」とされた。したがって「恐るべきは政府の干渉である」とする自由放任（レッセフェール）の自然権の教義が支配し

た（p.p.104）。この教義もまた“個人主義”の名において正当化された。デューイは、こうした近代的個人は、「理論においてまさに高く持ち上げられていた時においてさえ、事実においては完全な没落の過程にあったといってよい」と結論する（p.109）。抑圧からの自由と個人の発見という新しい社会が持つ「抑圧的側面は測り知れない未来の霧の中にかくされていたのである」。

デューイはその後のアメリカにおける個人主義の展開過程をその著『新旧個人主義』（Individualism Old and New、1930 年）の中で克明に述べることになる。（『アメリカ古典文庫 13、ジョン・デューイ』所収、明石紀雄訳「新しい個人主義の創造」参照）

「生まれとか社会的地位にかかわりなく、機会は平等であるという理想と、その平等を効果的に実現するための一条件として、すべての人間は生まれながらにして自由であるという理念とがアメリカに伝統的にある。そしてこのような理想、およびそれを達成しようとする努力が、かつてはアメリカニズムの本質であった。新世界の特徴はまさにここにあると称されたのであった。・・・しかしそこに期待された新しい道徳的・宗教的展望は、いまだに達成されていない。」（『新旧個人主義』、p.p.29）

「かなり確実なことが一つだけある。すなわちヨーロッパ文化において高く評価され誇りでもあった“個性”（Individuality）、そして今、何でも均等にしてしまう標準化的かつ画一的なアメリカ文化によって危険にさらされているとされる“個性”とは、極めて限定されたものであったということである。 逆にいえば、農民やプロレタリアのどれだけの部分がそれを享受できたか、ということである。」（『新旧個人主義』p.36）

では、なぜこうした状況が生まれたのか。

「共同社会の富裕化に比例して個人の生活が豊かにならないのはなぜか、・・・それらは我々の文化が貨幣文化であることの、また我々の技術が個人利益追求の関心によって支配されていることの結果である。ここに我々の文明の深刻にして根源的な欠陥がある。」（『新旧個人主義』p.37）

「産業と技術を独立して発展させることに成功しながら、古い伝統とそれによって立つ個人利益の経済制度が保持されてきたことを示す。この問題は避けるべきではなく、正面から取り組むべき性質のものなのである。」（同上 p.38）

「われわれのイデオロギーと同じく我々の道徳文化もいぜんとして前科学的－テクノロジーの到来以前の－時代から受け継がれた個人主義の理想と価値によって支配されている。」（同上 p.59）

デューイはいう。近代以降の文化・産業・技術の発展には目覚ましいものがあった。それらは人間の共同活動の所産であった。にもかかわらずその成果を利用し活用する人間は、古くからの個人主義のイデオロギーに支配され、貨幣文化と経済制度が個人利益追求の関心によって支配されている。デューイはここで資本主義の経済制度を告発する。デューイは後日、新しい社会主義（“公共的社会主義(Public Socialism)”）を目指すことになる（『新旧個人主義』、p.73）。

彼は、資本主義の社会には「深刻にして根源的な欠陥がある」という。かくして古い個人主義に代わる新しい個人主義の創出こそが求められる。それがひるがえって本書『公衆とその諸問題』でデューイの提出したテーマであった。古い個人主義を前提しては、新しい公衆の創出は図れないし、その結果現代の課題にこたえられる公共圏の形成を見通すことはできない。

では新しい個人主義はどのようにして可能になるのか。

> 「新しい外的状況に調和した新しい個性の創出こそ、現在最大の課題であるべきなのである。」「本質的な問題は、いかにして今日の状況に意義をもつ新しい型の個人主義を創出するか、ということになろう。」（『新旧個人主義』p.38）

> 「機械はわれわれが夢見た以上に、大きな力を有している。もしわれわれがこの力を、人間生活を解放し豊かにすることではなく、ドルを得るためにむけることで解き放ってきたとしたら、それは我々が生活に革命的な変化をもたらす手段を持ちながら、伝統的な目標や価値の範囲内にとどまることに満足していたことを意味する。」（同上 p.70）

> 「このような劣等意識がかくも長い間人々によって保持されるだろうとは、わたしとしては容易に信じられない。機械の能力に対応した価値の創造と成就のために、何をなしうるかと我々が自問し、これらの目標を実現するための組織的計画を練り始める段階で、現代の状況にあった個性もまた初めて形成されるであろう。」（同上 p.71）

> 「現実に合致した新しい個人主義が実践的なものになるのは科学やテクノロジーの潜在的意義を理解し利用することによって初めて可能になる。」（同上 p.72）

> 「われわれが個人と社会における統合化の傾向を対立させて考えることをやめ、現実に科学とテクノロジーが果たし得る役割を創造的にまた建設的に見ようとしない限り、進歩はないのである。最大の障害は、繰り返し述べるが、個人的利益のために科学やテクノロジーを利用しようとするところまで堕ちた古い個人主義がいつまでも続いていることである。」（同上 p.72）

消極的自由と結びついた近代的個人主義は、公衆の形成にとって阻害要因であることをデューイは強調する。この欠陥を克服するためには、今日の外的環境なかんずく機械の能力やテクノロジーの可能性を個人的利益のために利用せんとする個人主義とは決別し、テクノロジーの役割を社会共同の利益のために使えるような価値の転換を図ることが求められる。機械やテクノロジーなどの「生活に革命的な変化をもたらす手段」を持ちながら、古い価値の追求にとどまっている今日の状況を変えるにはどうしたらいいのか。それに見合う「新しい個性の創出」はいかにしたらいいのか。そのためには、「科学とテクノロジーが果たし得る役割を創造的にまた建設的に見ようとする」新しい個性を持った人間の創出であるとデューイは言う。科学やテクノロジーが持つ積極的要素を生かすためには、それにふさわしい知的能力が必要である。こうした知的能力を持つ新しい個人が求められているというのがデューイのこの問題へのアプローチの基本戦略である。個別の極が持つ課題に関するデューイの問題提起である。しかしこのテーマも第二部で検討することになる。

（２） 公衆の没落

デューイが本書『公衆とその諸問題』で課題としたテーマのひとつが 20 世紀前半のアメリカ社会における「公衆の没落」である。第一次大戦という未曽有の世界規模の戦争、それに続くアメリカ発の世界恐慌というかつて経験したことのない社会的危機に直面して、デューイが課題としたテーマがこの著『公衆とその諸問題』に凝縮されている。そこでは何よりも「公衆の没落」が問題となり、その原因の分析と公衆の再生の条件の究明とが追求された。「個別の極」がはらむ“時の問題”への接近である。

> 「現在の経済的秩序を特徴づけている連合的行動の形態は、極めて巨大であり、かつ広範囲に及んでいるので、それらは公衆の最も重要な構成要素（constituents、つまり選挙民のこと－筆者註）と権力の所在とを決定している。したがって、それが統治の諸機関を捉えるまでに伸長することは避けられないことであり、いまやそれは立法と行政とにおける規制的因子になっているのである。」（p.121）

> 「かくて我々は結論に達する。民主的統治形態、普通選挙権、多数投票による執行者と立法者の選出を実現した力が、同時にまた包括的で友愛的に結合した公衆の真の道具としての政府の有用性を要求する社会的人間的理想を廃絶する条件を作り出したのである。“人間関係の新しい時代”はそれに値する政治機構を持っていない。民主主義的公衆は大体において今なお不完全で未組織な状態にあるのである。」（p.123）

第一次大戦後の 1920 年代後半において、公衆の形成に影響を与えるトランズアクションはなんであったか。デューイは、それが「現在の経済的秩序を特徴づけている連合的行動」、つまり「戦争が一つの現れであるような状況を創り出した産業及び商業上の諸関係」（p.145）の結果であることを指摘する。こうした連合的行動が「公衆の最も重要な構成要素」である“選挙民”（constituents）に影響を与え、同時にそれが「権力の所在」をも決めている、というのだ。いまや「立法と行政の規制的因子」はアメリカの経済的秩序の支配者に移り、新たな統治を生み出したその力が「政府の有用性を要求する社会的人間的理想を廃絶する条件」をつくりだしたとデューイは言う。公衆とその代表者との関係は逆転し、「民主主義的公衆は今なお不完全で未組織な状態にある」。これが個別の極の当時の現状だと彼は言う。

では、デューイが期待をかけた「公衆」は幻想だったのか。同時代の著『幻の公衆』の著者ウォルター・リップマンとデューイは「公衆」の評価でどこが違ったのか。アメリカの現実社会を「大社会（Great Society）」と評価する点で両者は共通しているが、公衆の評価ではちがった（p.132 参照）。20 年代の「公衆」についてデューイは「公衆の没落」（The Eclipse of the Public）といい、公衆の現状に対する評価ではリップマンと共通したが、公衆のもつ可能性や、その再生についてデューイは展望を失うことはなかった。

> 「達成された統合（integration）にもかかわらず、あるいはむしろその性質のゆえに、公衆は失われているように思われる。」（p.132）

「立法部はぜいたくすぎるほど多くの法律を作っている。下級の官吏はある種の法律を実施するために形成の不利な闘争に従事している。法廷の判事はたえず数を増しながら彼らの前に現れる事件の山を最善をつくして処理している。しかし、これらの官吏が代表していると考えられる公衆はどこにいるのか。」（p.132）

「かくて、われわれは絶望して、もし公衆（a public）がないとすれば、官吏（Officers）はいかにして公職者（Public Officers）たりうるのかと問うことになる。」（p.133）

「無関心は一般的な冷淡さの現れであり、冷淡さは、公衆がはなはだしく困惑しているために、自己自身を見出しえないでいるという事実を示している。」（p.138）

アメリカ社会が､かつてのタウンミーティングが持つコミュニテイの様相を失い､「大社会」へ移行した事例を如実に示しているのが、第一次大戦後の社会的変化であった。生産と資本の集中と独占、銀行資本と産業資本の癒着による金融資本の支配の進行、海外進出と利権をめぐる国家間対立、その後の世界恐慌。デューイはこうした事態を「比較的少数の人々の共同的な活動の及ぼす永続的で複雑でかつ重大な諸結果が地球を横断しているのである」といい、また「戦争が一つの現れであるような状況を作り出した産業上及び商業上の諸関係は、重大な事柄にも些細な事柄にも明瞭に表れている」（p.p.144）ともいった。彼は、第一次大戦とその後のアメリカ社会の変化の契機となったトランズアクションの諸結果について以下のような事実をあげている。国債の動揺、株式市場の閉鎖、不当利得や巨万の富の蓄積、農産物価格の騰貴と急落、急激なインフレと長期のデフレ、通貨価値の急減、租税の増大などである（第 4 章「公衆の没落」参照）。

しかし重要なことはこうした諸結果とその事実ではない。第一次大戦の例証を通して.“大社会”における“公衆の没落”の事実と“民主主義的公衆の組織化を阻んでいる障害”とについて明らかにすることがデューイの主眼であった。これらの諸結果はあまりに広範で，多岐にわたり、複雑で、しかもその要因は遠隔的、間接的で、それらの起源にまでさかのぼって関連づけることはほとんどの公衆にとっては不可能であった。したがって多くの諸結果は公衆にとって「経験され、感知され」ても、その起源にまでさかのぼって「認知され」、理解されることはなかった。かくして、公衆は“没落”した。その状態をデューイは次のように言った。

「地域的で面識的な共同社会に侵入した諸力は、巨大で、その発端において遠隔的で、範囲において広範囲におよび、作用において複雑かつ間接的であったために、地域的な社会単位の構成員の立場から見れば､未知なものである｡‥‥かくて､公衆は無定形で不明確なままなのである」(p.147)。

ではこうした事態は、公衆がいなくなったということを意味したのであろうか。

「それは公衆が存在しない、すなわち社会的トランズアクションの結果について共通の利害関心をいだいている多数の人々が存在しないということではない｡あまりにも多数の公衆(much public)、すなわちあまりにも広く拡がって散在し、その構成においてあまりにも複雑な公衆が存在しているのである。さらにあまりにも多数の公衆（many publics）が存在している。なぜならば間接的で、

重大で、永続的な結果をもたらす結合した行動は比べるものがないほど雑多であり、それら行動のおのおのは他の行動と交差していて、それぞれそれによって特に影響される人々の集団を作り出すが、だがこうした異なった公衆を一個の統合された全体へ結合することはほとんどないからである。」（p.154）

デューイは公衆の置かれた状態をこのようにみた。それは現在のわれわれの置かれた状況と同じである。トランズアクションの結果は、あまりに広範で、多岐にわたり、その要因も複雑で、解明することは困難で、その結果共通の関心を持つ人々はばらばらに分散し、公衆の関心を統合することは極めて困難になっている。分散した公衆を統合する理論と方法を見出すことは可能なのか。こうした問題にデューイは直面したのであった。では、どうしたらよいのか。

「未完成な公衆は、ただ間接的な結果が認知され、そうした結果を引き起こした事態を秩序づける機関を計画することができる場合にのみ、組織化が可能なのである。現在のところでは、多くの結果が認知されるよりは、むしろ感知されている。それらは経験されてはいるが、知られているということではない。なぜならば、その多くの結果はそれらを経験するひとびとによって、それらの起源にまで関連づけられていないからである。それゆえ、社会的行動の流れに一定の水路を与え、それによって社会的行動を規制する機関が確立されていないことは言うまでもない。かくて、公衆は無定形で不明確なままなのである。」（p.147）

公衆が未組織である状況とその要因はここに述べられている。では未組織で無定形な公衆を組織し、「社会的行動の流れに一定の水路をあたえる」にはどうしたらいいのか。この問題への接近と仮説とが『公衆とその諸問題』の後半で扱われることになる。そこではデューイの構想する新しい公共圏の世界が提示される。そうした分析は筆者の問題とする公共圏の構造をなす個別・普遍・媒介の極についての内容を豊かにする問題提起を含んでいるであろう。本論考で扱った第一部はそのための前提的作業（原論）である。

（未完）